

公募型プロポーザルに関する公告

プロポーザルの公募について、次のとおり公告する。

プロポーザルを提出しようとする者は、下記募集要領の記載事項を熟知のうえ提出すること。

令和6年3月6日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 業務内容等

(1) 業務名

令和6年度ベンチャー企業海外展開支援事業業務委託

(2) 業務内容

- ①支援対象企業の募集、選定
- ②支援対象企業の事前指導
- ③海外でのアクセラレーションプログラムの実施
- ④業務報告書の作成及び提出

(3) 委託事業の実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 資格要件

次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 本業務と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3

号までに規定する者でないこと。

- (7) 申請事項等に疑義が生じた場合、県が実施する調査に協力すること。

3 審査基準

- (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局に設置した審査会において審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

- (2) プロポーザルの評価項目等

- ①提案内容の的確性
- ②提案内容の実現性
- ③同種、類似業務の実績
- ④経費積算の妥当性

4 手続等に関する事項

- (1) 担当部局

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-3522

F A X 029-301-3599

メール shosei5@pref.ibaraki.lg.jp

- (2) 説明書、企画提案提出書及び資格要件に係る申立書の交付

ア 交付期間等

公告から令和6年3月19日（火）までとする。

イ 交付先

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課ホームページ、又は、茨城県物品役務入札情報サービスからダウンロードすること。

- ・茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課ホームページ

URL : https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/sougyou_venture3.html

- ・茨城県物品役務入札情報サービス

URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Acceptor>

- (3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限

令和6年3月19日（火）午後5時必着

イ 提出先

上記(1)の担当部局に同じ

ウ 提出方法

持参、郵送（郵便書留）のほか、メール及び茨城県電子申請届出システム
(https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=53330) による申請も可とする。

5 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は、返却しない。また、複数の企画提案書の提出は不可とする。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (7) その他詳細は、説明書及び仕様書による。
- (8) 当プロポーザルは、令和6年度事業の準備行為であり、令和6年第1回茨城県議会議定例会において令和6年度予算関係議案が否決された場合及び令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金事業の交付決定がなされなかった場合は、当該事業に係る一切の決定、権利及び義務はその効力を失う。なお、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定業者と協議をし、契約を締結する。